

静岡県公安委員会規程第11号

運転技能検査の実施に関する規程を次のように定める。

令和4年5月2日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

運転技能検査の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の委託等)

第2条 検査は、法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定に基づき、検査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する機関に委託して行うものとし、具体的な委託の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検査の実施に必要な能力を有する者として運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定めるもの（以下「運転技能検査員」という。）が検査の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要なコース、普通自動車その他の設備を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が検査を行うものとする。

(委託の条件)

第3条 検査の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

- (1) 検査は、次条に規定する要件を満たす運転技能検査員が行うこと。
- (2) 検査は、公安委員会の指示に従い実施すること。
- (3) その他検査の適正な実施に必要な事項

(運転技能検査員の要件)

第4条 運転技能検査員は、高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号。以下「高齢者講習規程」という。）第4条各号に掲げる高齢者講習指導員の要件を備えた者とする。

(運転技能検査員の承認等)

第5条 検査の委託を受けた機関（以下「検査受託機関」という。）は、運転技能検査員が前条に規定する要件を満たしていることについての公安委員会の承認（以下「運転技能検査員の承認」という。）を受けけるものとする。ただし、高齢者講習規程第5条第1項の承認を受けている者については、当該承認を受けたことをもって運転技能検査員の承認を受けたものとみなす。

2 検査受託機関は、運転技能検査員の承認を受けけるに当たっては、運転技能検査員承認申請書（様式第1号）に当該運転技能検査員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする（前項ただし書の規定に該当する場合を除く。）。

- (1) 履歴書 1通
- (2) 運転免許証の写し 1通

- (3) 運転記録証明書（申請前3月以内に取得した過去3年間のもの） 1通
- (4) 履歴書用写真（申請前3月以内に撮影した無帽、正面3分身、無背景、ライカ判） 1枚
- (5) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の写し又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程修了証書の写し 1通
- (6) 運転適性検査・指導者資格者証の写し 1通
- (7) 新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了したことを証する書類の写し 1通
- (8) 運転技能検査員養成講習を終了したことを証する書類の写し 1通

3 公安委員会は、前項の規定による申請に基づき、前条に規定する要件及び適格性を審査し、運転技能検査員として適任と認めた者に対し、検査受託機関を通じて運転技能検査員承認書（様式第2号）を交付するものとする。

4 第2条第2項の規定により公安委員会が検査を行うときは、前条に規定する要件を満たす警察職員が行うものとする。

（運転技能検査員の教養）

第6条 検査受託機関は、運転技能検査員に、公安委員会が行う教養を受けさせなければならない。

（検査に係る通知）

第7条 法第101条の4第5項第3号に規定する事項は、高齢者講習規程第8条の規定に基づき発送する高齢者講習通知書に併記するものとする。

（受検者の確認等）

第8条 検査受託機関（公安委員会が検査を実施する場合にあっては、公安委員会）は、検査を実施するときは、受検者に運転技能検査受検申請書（様式第3号）を提出させるとともに、高齢者講習通知書、運転免許証等により受検者の本人確認を行うものとする。

（検査結果の通知）

第9条 検査受託機関（公安委員会が検査を実施した場合にあっては、公安委員会）は、検査の実施後、受検者のうち次に掲げる者に対し運転技能検査受検結果証明書（様式第4号）を交付するものとする。

- (1) 検査の成績が70点以上の者
- (2) 検査の成績が70点未満の者で運転技能検査受検結果証明書の交付を希望するもの

（委託の解除）

第10条 公安委員会は、検査が第3条各号に掲げる委託の条件に違反して行われたとき、その他委託を続けることが適切でないと認める事情が生じたときは、検査の委託を解除するものとする。

（承認の取消し又は業務の停止）

第11条 公安委員会は、運転技能検査員が運転免許の取消し若しくは運転免許の効力の停止の処分を受けたとき、検査の実施に関し不正な行為をしたとき、又は運転技能検査員として不適格と認められる行為をしたときは、運転技能検査員の承認を取り消し、又は必要な期間その者の業務を停止するものとする。

（検査実施計画の報告）

第12条 検査受託機関は、検査の委託を受けた後、速やかに当該委託の期間内における検査実施計画を公安

委員会に報告するものとする。

2 検査実施計画の作成に当たっては、受検者の利便性の確保に配慮して行うものとする。

(検査実施結果等の報告)

第13条 検査受託機関は、検査実施日ごとの検査の実施結果を、速やかに公安委員会に報告するものとする。

2 検査受託機関は、受検者等からの苦情又は不服の申出があった場合には、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(検査実施状況の報告)

第14条 検査受託機関は、各月の検査の実施状況を、翌月の5日までに公安委員会に報告するものとする。

(委任)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、静岡県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

運 転 技 能 検 査 員 承 認 申 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

(検査受託機関名)

次の者を運転技能検査員に承認されたく申請します。

住 所				
ふ り が な 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)			
所持する免許	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
資 格				
備 考				

運 転 技 能 検 査 員 承 認 書

氏名

年 月 日付けで申請のあった上記の者を運転技能検査員として承認する。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

運転技能検査受検申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

氏名

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の受検を申請します。

住 所			
	（電話 _____）		
生 年 月 日	年	月	日（ 歳）
有 効 期 間	年	月	日まで有効 ・ 失効中
運転免許証番号			
検 査 手 数 料	県証紙貼付欄		
備 考			
※ 検 査 場 所		※ 検 査 年 月 日	年 月 日

（注） ※印欄には記載しないこと。

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、に
において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検し
た者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈 合格基準 〉

- ・ 下記以外の運転免許 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許 80点以上

年 月 日

静 岡 県 公 安 委 員 会 印

(注) □には、該当する場合にレ点を付すこと。